高教組速報

2016年度
第７号
2016年11月15日

長崎高教組 長崎市中川２丁目 2-5　TEL（095）827-5882
文責　馬場　隆

第３回確定交渉（11/14）

非常勤講師の業務 実習の準備や片付け等も時間・量が多ければ報酬の対象

教科に1人だけの場合の教科の業務も必要なものは報酬の対象になることを確認

高教組は 11 月 14 日、今年度の確定交渉の第 3 回交渉を行いました。交渉には高教組から小田委員長他７人が、県教委から栗原教職員課長、鶴田人事管理監他６人が参加しました。

現給保障額5千円を超えるのは現在711人 多くが18年4月に大幅賃下げの可能性

今回の交渉に先立って、高教組が要求していた現給保障の現状についての資料が、県教委から示されました。それによると、現給保障額が 5 千円～ 1 万円が４５５人、1 万円を超えるのが２５６人です。教育職 2 級の教員のうち、25 ％以上の人が 5 千円以上の現給保障を受けていることになります。現給保障は来年度までとされていますから、来年度の賃金改定や昇給（55 歳以上は昇給なし）を考えても、多くの人が再来年度の 4 月に 5 千円以上（多い人は 1 万円以上）の賃下げになる可能性が高くなっています。こうした事態を避けるため、高教組は現給保障期間の延長を要求しています。

これに対して県教委は「国の動きや人事委員会が（現給保障は）3 年と言っていることとどう折り合いを付けられるか」「はっきりした数字が出てこないと難しい」等と県教委としてどう対応するのか方向性を示すことを先延ばしにしようとしています。

講師の約3割が給与上限に達している …臨任を続けても月25万円に届かない

前回問題にした臨時的任用教職員の給与上限の問題については、現在、欠員補充と代替の講師のうち１４４人（29.4 ％）が、県教委が定めている給与の上限（教育職 1 級 53 号、現行の給料表では 24 万 5600 円）に達していることが明らかになりました。ここが上限となっていますから、このあと臨任を続けても号給は上がらず、25 万に届かない給与が続くことになります。

高教組は、福岡県は 73 号（27 万 2600 円）まで、他にも 30 万円を超える上限になっている都道府県もあることを示して、上限の引き上げを求めています。これに対して県教委は「手当等の改善も含めてどういうことができるのか、できないのか検討中」と回答するにとどまっています。

臨任の待遇改善については、前回に引き続いて、勤務校が替わる場合も年金や健康保険が継続できるようにすることや定期健康診断の費用負担の改善などを改めて求めました。

非常勤講師にただ働きをさせることがあってはならない

非常勤講師への報酬の支給について、今回の交渉では、「ただ働きをさせることがあってはならない」「『お金は払えないが、この業務をやってくれ』と言うことはできない」という大前提を確認した上で、家庭科の実習等での準備や片付けについては、報酬は 1 時間が単位で、授業時間の 50 分や 45 分以外の業務を含んでいるが、準備や片付けがその範囲では対応できないものであれば、時間や量を考慮して「必要な業務」として報酬の対象になることを確認しました。

また、高教組は、非常勤講師の他に教科担当者がいない場合に、教科書選定をはじめとして教科担当者しかできない教科の業務を非常勤講師が行っている実態を指摘し、本来は非常勤講師ではなく、臨時的任用教職員として雇用すべきと主張しました。その上で、各学校の教員定数との関係で、非常勤講師しかおけない場合は、教科書選定や各種の調査への回答などの業務に対しても報酬を支払うべきだと求め、県教委も報酬の対象になることを認めました。